

体育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

福生市立体育施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新しい生活様式～スマートライフ」を念頭に置き、利用者及び職員等が安全に施設を利用することができるよう、次のとおりガイドラインを策定し、実施するものとする。

また、このガイドラインは、感染症拡大の状況を勘案し、随時見直すものとする。

1 施設管理者が実施すること

- (1) チェックリストにより、申請者が感染症対策の実施に協力ができるか確認したうえで、申請を許可する。**資料1**
- (2) 大きな声を出して会議室を利用する申請に対しては、定員を10名とする。
- (3) 代表者へ、使用団体参加者の自宅での検温及び体調確認等の実施を依頼し、来館時には、その結果を記入した来館者名簿の保管を求めること。**資料2**
- (4) 手指の消毒を行う消毒液等を設置すること。
- (5) 受付窓口に、防護シート等を設置すること。
- (6) 出入口等を開放し、換気を行うこと。
- (7) 館内における感染拡大防止対策について周知すること。**資料3～4**
- (8) その他、必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置をとること。

2 管理人が実施すること

- (1) 業務を行う際は、マスクを着用し、咳エチケット・消毒液の使用を徹底すること。
- (2) 手すり、受付窓口周辺等の共有スペースの除菌を定期的実施すること。
- (3) 日常的に検温・健康観察を行い、感染が疑われる際は、市へ速やかに報告すること。

3 利用者が実施すること

- (1) 申請者は、チェックリストにより、感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、申請を行うこと。**資料1**

- (2) 大きな声を出して会議室を利用する場合は、定員を 10 名とすること。
- (3) 代表者は、団体参加者全員の氏名・連絡先を把握し、施設利用後に、参加者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、代表者に報告されるよう、連絡体制を構築すること。また、参加者の感染が確認された場合は、代表者はすみやかに市へ報告すること。
- (4) 利用者は、自宅での検温及び体調確認等を実施し、代表者へ報告すること。代表者は、施設の利用開始時に団体参加者全員の検温及び体調確認等の結果等を記入した来館者名簿を保管すること。なお、いずれかの項目に該当する参加者がいる場合は、代表者の責任において、該当者の参加を見合わせる。資料 2
- (5) 代表者は、参加者全員にマスクの着用、咳エチケットや手洗いの徹底を呼びかけること。
- (6) 施設利用時には、3密（密集・密閉・密接）を避けるよう、工夫をすること。
- (7) 施設利用時には、こまめに換気を行うこと。
- (8) 施設利用後は、施設内にとどまらずに退館すること。
- (9) 代表者は接触確認アプリ（COCOA）の導入について、参加者へ奨励すること。